

一般社団法人日本理科教育学会 2019年度第2回理事会議事録

1. **日時** 2019年9月21日(土) 午後2時00分～午後3時00分
2. **場所** 静岡市駿河区大谷836 静岡大学・静岡キャンパス・共通教育A棟201室
3. **出席役員数** 理事総数25名 出席理事17名 監事総数2名 出席監事1名

4. 出席者

理事	稲垣成哲	磯崎哲夫	熊野善介	名越利幸	藤田剛志
	人見久城	松原道男	寺田光宏	白井靖敏	中城 満
	松森靖夫	久保田善彦	中山 迅	山下修一	小野瀬倫也
	平田昭雄	山口悦司			
監事	三崎 隆				

5. 報告事項

なし

6. 審議事項

第1号議案 会費改定の件

第2号議案 定時評議員会招集の件

7. 議事の経過の概要

定刻に至り、定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり、挨拶の後、本日の理事会は理事及び監事の出席数が、定款第35条に規定する定足数を満たしているため、本会が有効に成立していることを報告した。

第1号議案 会費改定の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事より、審議資料1に基づき、本学会の財務状況についての説明がなされた。また、財務改善タスクフォース主査代理久保田善彦理事より、審議資料2に基づき、財務改善タスクフォース報告書についての説明がなされた。さらに、稲垣成哲会長より、審議資料3に基づき、2020年度からの財務改善アクションプランについての提案がなされた。その後、事務局山口悦司理事より、審議資料4に基づき、2020年度からの会費改定についての提案がなされた。加えて、審議資料5に基づき、定款細則の事務局運営細則改定についての提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認可決した。

記

会費改定

【変更前】下線部分変更

正会員・年額：9,700円

正会員・下半期額：5,000円

学生会員・年額：6,700円

学生会員・下半期額：3,500円

会員同士が夫婦である場合の夫婦の内の1人・年額：3,000円

賛助会員・年額：30,000円

【変更後】下線部分変更（2020年度会費より変更）

正会員・年額：12,000円

正会員・下半期額：6,000円

学生会員・年額：3,000円（会誌「理科の教育」送付なし）

学生会員・下半期額：1,500円（会誌「理科の教育」送付なし）

会員同士が夫婦である場合の夫婦の内の1人・年額：3,000円

賛助会員・年額：30,000円

事務局運営細則改定

【変更前】 下線部分変更

第5条 (会費) 会員種別ごとに会費の年額を設定する。当該事業年度の会費は、当該事業年度の始まる前の5月末日までに納入するものとする。ただし、一度納めた会費は原則として返却しない。

(1) 正会員は年額9,700円、学生会員は年額6,700円とし、名誉会員の会費は免除する。

(2) 学生会員は所属大学が当該年度に発行した在学証明書を送付した者に限る。

(3) 会員同士が夫婦である場合、夫婦の内の1人を年額3,000円とすることができる。この場合、会誌「理科の教育」及び論文誌「理科教育学研究」は、夫婦1組に1部を送付する。

(4) 海外会員（在住者を含む）は、会費に加え、会誌及び論文誌の海外郵送料として実費を請求する。

(5) 賛助会員は年額は30,000円とする。また、学会ホームページに賛助会員名を記載すると同時に、希望により賛助会員団体のホームページとリンクすることができる。

第6条 (下半期入会会費) 会計年度下半期（該当年度1月1日以降翌年6月末日に至る間）に入会する者に限り、その年度会費は5,000円（学生会員の会費は3,500円）とする。

第7条 (刊行物) 当該事業年度の会費を納入した会員には、当該事業年度に刊行する会誌及び論文誌を送付する。ただし、当該事業年度の始まる前の6月1日以降に当該年度の会費を納入した会員には、当該年度に刊行する会誌及び論文誌を送付しないことがある。また、細則第6条による会員には上半期刊行の会誌及び論文誌を送付しない。

第8条 細則第5条に定める会費を納入しない会員には、原則として会誌及び論文誌を送

付しない。

第9条（従たる事務所） 従たる事務所を以下の住所におく。

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 3-11

神戸大学大学院人間発達環境学研究科内

附 則 2015年7月1日制定

附 則 2018年3月24日改定

附 則 2019年7月21日改定

【変更後】 下線部分変更

第5条（会費） 会員種別ごとに会費の年額及び下半期額を設定する。ただし、会費の下半期額は、当該事業年度の下半期（1月1日～6月30日）に入会する会員に対して適用されるが、入会する年度のみに限る。当該事業年度の会費は、年額の場合は当該事業年度開始前の5月31日までに、下半期額の場合は当該事業年度の11月30日までにそれぞれ納入するものとする。なお、一度納めた会費は原則として返却しない。

(1) 正会員の会費は、年額 12,000 円、下半期額 6,000 円とする。なお、正会員同士が夫婦である場合、夫婦の内の1人の年額を 3,000 円とすることができる。

(2) 学生会員の会費は、年額 3,000 円、下半期額 1,500 円とする。ただし、学生会員の会費の年額は当該事業年度開始前の5月31日までに、学生会員の下半期額は当該事業年度の11月30日までに、所属大学等が当該事業年度に発行した在学証明書を事務局に送付した学生会員に限りそれぞれ適用される。

(3) 賛助会員の会費は、年額 30,000 円とする。ただし、下半期額は設定しない。会費を納入した賛助会員は、学会ホームページに賛助会員名を記載すると同時に、希望により賛助会員団体のホームページとリンクすることができる。

(4) 名誉会員の会費は、免除する。

第6条（刊行物） 会員種別ごとに会誌「理科の教育」を送付する。ただし、海外への送付を希望する会員については、海外への送料を会費とは別に納入するものとする。

(1) 正会員には、当該事業年度の会費の年額を納入した正会員に限り、当該事業年度に発行する会誌（7月号～翌年6月号）を送付する。ただし、当該事業年度開始前の6月1日以降に当該年度の会費の年額を納入した正会員には、当該年度に発行する会誌を送付しないことがある。また、当該事業年度の会費の下半期額を納入した正会員には、当該事業年

度の下半期に発行する会誌（1月号～6月号）を送付する。ただし、当該事業年度の12月1日以降に当該年度の下半期額の会費を納入した正会員には、当該年度の下半期に発行する会誌を送付しないことがある。なお、正会員同士が夫婦であって、夫婦の内の1人の年額を3,000円とした正会員には、会誌を送付しない。

(2) 学生会員には、会誌を送付しない。

(3) 賛助会員については、当該事業年度の会費を納入した賛助会員に限り、当該事業年度に発行する会誌を送付する。

(4) 名誉会員には、当該事業年度に発行する会誌を送付する。

第7条（従たる事務所） 従たる事務所を以下の住所におく。

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 3-11

神戸大学大学院人間発達環境学研究科内

附 則 2015年7月1日制定

附 則 2018年3月24日改定

附 則 2019年7月21日改定

附 則 2019年9月22日改定 改定後の第5条及び第6条については、事業年度の2020年度から適用する。

以上

第2号議案 定時評議員会招集の件

議長の指示により、事務局山口悦司理事より、第1回理事会で承認された定時評議員会の議題について、会費の改定を追加することの説明がなされた。審議の結果、定時評議員会の審議事項は第1号議案 2018年度事業報告及び決算の件、第2号議案 定款の変更の件、第3号議案 会費改定の件、第4号議案 学会表彰者の件、第5号議案 賛助会員の入会の件、第6号議案 理事及び監事の選任の件とすることが承認された。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、午後3時00分散会した。